二　前項第二号の作業　千円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、千五百円）	（新設）
3　同一の日において、第一項各号の作業に従事した場合には、同項第二号の作業に係る手当は支給しない。	（新設）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一二九の規定は、令和二年四月三日から適用する。